

## 新たな基本構想・基本計画・実施計画等の策定について

平成 27 年 3 月 27 日に板橋区長期基本計画審議会から区長へ提出された中間答申を踏まえ、以下のとおり板橋区基本構想を改定（以下「新基本構想」）するとともに、平成 28 年度を初年度とする新たな基本計画（以下「新基本計画」）及び実施計画（以下「新実施計画」）を策定する。

### 1 新基本構想の策定方針

#### （1）位置付け

区の行政だけでなく、区内のあらゆる主体が共有すべきまちづくりの基本理念や区の将来像などを定める長期的な指針

#### （2）盛り込む内容

- まちづくりの基本理念
- 概ね 10 年後の区の将来像
- 政策分野別の「あるべき姿」（「9つのまちづくりビジョン」）
- 基本構想を実現するための方策

#### （3）策定方法

長期基本計画審議会の答申を受け、「板橋区基本構想の議決に関する条例」に基づき、区議会の議決を経て、新基本構想を策定する。

### 2 新基本計画の策定方針

#### （1）位置付け

新基本構想の実現に向けて実施すべき中長期的な施策体系

#### （2）計画期間

平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間

#### （3）計画の体系等

- 新基本構想で定める「まちづくりの基本理念」に基づき、区の将来像と政策分野別の「あるべき姿」である「9つのまちづくりビジョン」を実現するため、「3つの基本目標」と「9つの基本政策」を柱とし、中間答申における「新たな基本計画に盛り込むべき施策のあり方」を踏まえた施策を体系化する。
- 人口減少局面の到来や少子高齢化の進行、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催、公共施設等の老朽化など区を取り巻く今後の社会経済環境の変化を見据えて、「いたばし未来創造プラン」（以下「未来創造プラン」）で掲げた魅力創造発信都市と安心安全環境都市をめざす成長戦略及びそれと一体となっ

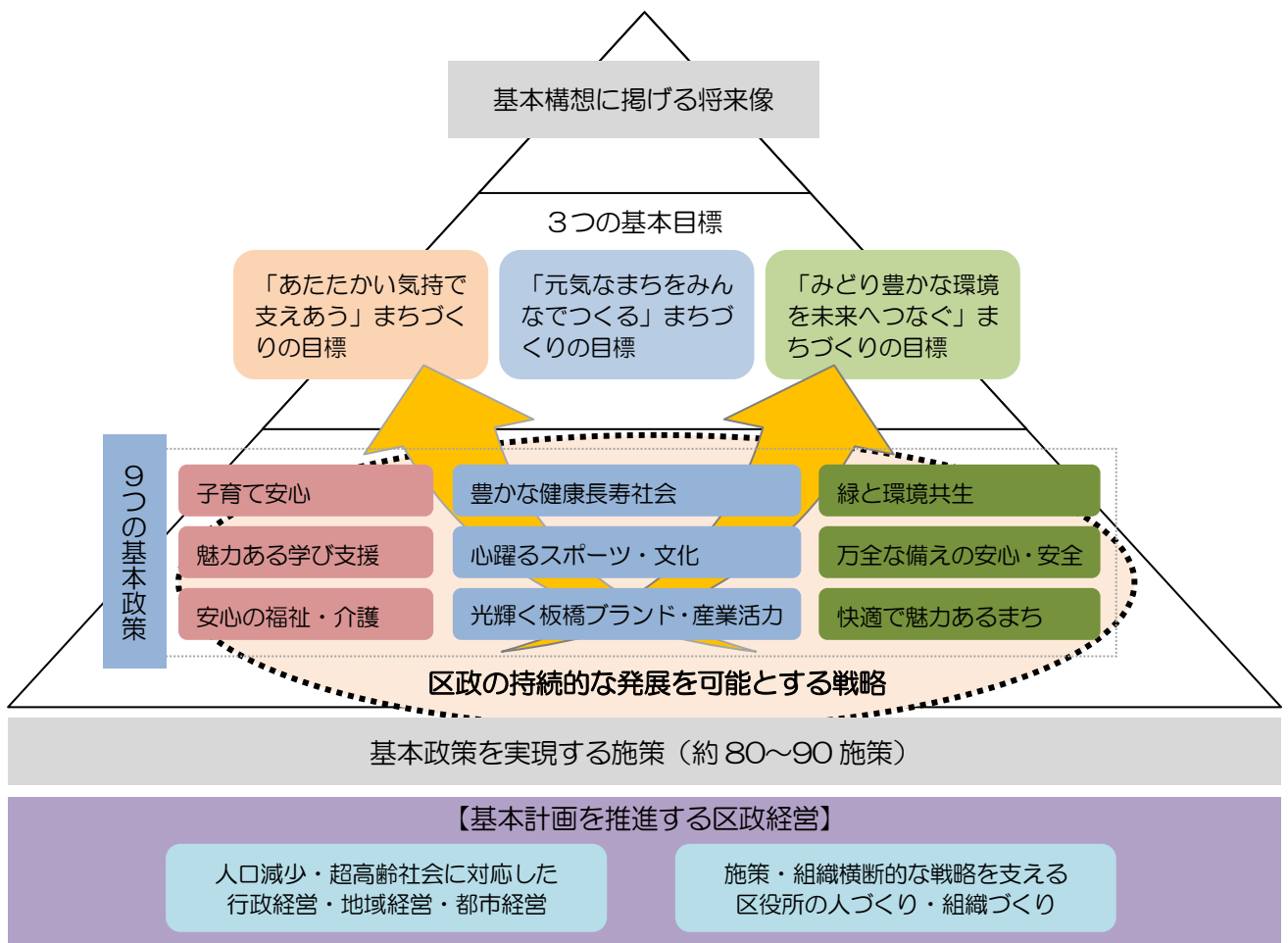
た経営構造改革の考え方を継承しつつ、人口減少・超高齢社会に適応した戦略を加えるなど、中間答申において提言されている「施策・組織横断的に協働・連携する戦略の必要性」の考え方などを踏まえた区政の持続的な発展を可能とする戦略を定める。

- 現基本計画における成果目標明示型を継承し、新基本計画においても成果指標を設定する。設定にあたっては、施策に対し、可能な限り客観的でわかりやすい指標設定を検討する。
- 中間答申を踏まえ、新基本計画を推進するために、人口減少・少子高齢社会に対応した区政経営のあり方を盛り込む。また、同時並行で策定を進める新たな人材育成基本方針との整合を図り、高い使命感を持って果敢に挑戦する区役所の人づくり・組織づくりの方向性を定める。

#### (4) 盛り込む内容

- 計画の位置付け、計画期間、策定の背景
- 新基本構想で定める基本理念・将来像・政策分野別の「あるべき姿」
- 基本目標・戦略・基本政策・施策と成果指標
- 地域特性を活かしたまちづくりの方向性
- 計画を推進する区政経営

#### 【新基本計画の施策体系（イメージ）】



### 3 新実施計画の策定方針

#### (1) 位置付け

新基本計画で定める施策を実行するための事業量・事業経費・スケジュールを定めたアクションプラン

#### (2) 計画期間

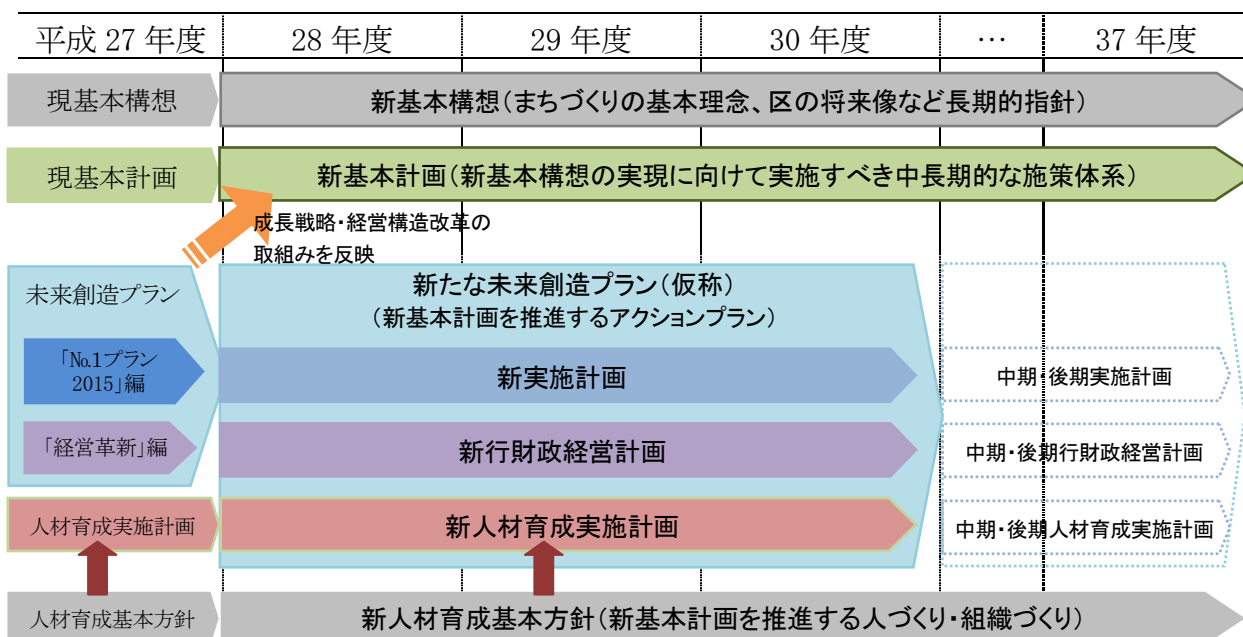
平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間

#### (3) 計画事業化の視点

- 行政評価の結果などを踏まえ、新基本計画で定める施策の推進に資する事務事業を計画事業化する。未来創造プラン「No.1 プラン 2015」編の計画事業についても同様の視点から継続性を判断する。
- 計画期間は 3 年間であるが、新基本計画の計画期間である 10 年後を見据えて計画化する。10 年間の中で、複数年度にわたり継続的または定期的に実施することによって総合的に成果を上げる事務事業を基本とする。
- 「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく個別整備計画を踏まえ、集約・複合化によって魅力ある公共施設への再編・整備を進めながら、経費の縮減・平準化を図りつつ、改築・大規模改修に着手する公共施設を計画化する。
- ハード整備のみならず、自助・共助・公助の連携によるまちづくりを推進する観点から、ボランティアの養成・活用や、地域・事業者・企業などを政策誘導するようなソフト事業についても計画事業化を検討する。
- 計画事業化にあたっては、財源の確保に努め、類似・重複事業の有無などを十分に踏まえる。

#### (4) 盛り込む内容

- 計画の位置付け、計画期間
- 戦略事業、計画事業の事業量・事業経費・スケジュール



#### 4 計画の策定方法・スケジュール

長期基本計画審議会からの答申を踏まえ、庁議へ統合した長期基本計画策定委員会において、新基本計画・新実施計画を策定する。新基本計画・新実施計画を着実に推進していくためには、それを支える健全な行財政基盤を確立することが必要不可欠であり、同時並行で策定作業を進める新たな人材育成実施計画との整合を図りながら、新実施計画と新たな行財政経営計画を併せて策定する。

日程	内容
27年6月	「長期基本計画審議会中間答申」議会報告 「新たな基本構想・基本計画・実施計画等の策定について」議会報告
6月～9月	長期基本計画審議会（月1回、9月最終答申）
9月	「長期基本計画審議会最終答申」議会報告
10月	新たな基本構想議決・策定 計画素案の審議・決定（長期基本計画策定委員会）
11月	「計画素案」議会報告
12月	計画素案のパブリックコメント募集
28年1月	計画の審議・決定（長期基本計画策定委員会）、プレス発表
2月	「計画」議会報告

#### 5 まち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略の策定方針

##### (1) 位置付け

まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成26年12月に国が定めた「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して策定する板橋区版人口ビジョン及び総合戦略

##### (2) 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

##### (3) 盛り込む内容

###### ①人口ビジョン

人口の現状分析と将来人口の推計を行い、区民への結婚・出産・子育てなどに関するアンケート調査結果を踏まえて、平成72年（2060年）における人口の将来展望を示す。

###### ②総合戦略

国の総合戦略における「しごとづくり」「ひとの流れ」「結婚・出産・子育て」などの各政策分野における基本目標を踏まえ、区の実情を踏まえた基本目標の設定と具体的な施策を示す。

##### (4) 策定方法

新基本計画と同時並行で作業を進め、人口推計や戦略・施策などについて整合を図りながら、長期基本計画策定委員会で策定する。

## 6 個別計画との整合性

### (1) 個別計画の位置付け

基本計画の施策を具体化し、分野別の行政課題に対応していくための計画

### (2) 計画期間の整合性

- 法令等の定めによって計画期間に定めがあるなどやむをえない場合を除き、平成 27 年度末で計画期間が終了となり、平成 28 年度を始期とする個別計画を策定するものについては、新基本計画の計画期間との整合を図る。
- 個別計画の策定にあたっては、新基本構想で定めるまちづくりの基本理念や区の将来像及び政策分野別の「あるべき姿」を実現するため、新基本計画で定める施策との整合を図る。